

ぬ

ハ、公正なる検炭制の確立に就ては其の炭坑に適當せる具体案を提出して此れを獲得しなくてはならぬ。

二二 勞働法規嚴守に就ては炭坑主が從來自己の利益を増加さず爲に意識的に違反をして來た其の爲に幾多の労働者を犠牲にした、我々等は法規の違反事實を適發し法規の嚴守を迫らなくてはならない。

(三) 政治闘争一年に對してはもとより總同盟の既定方針に従ふものであるが勞働組合は其の本來の經濟的使命達成に主力を注ぎこれが延長として政治運動へ進む可きを特に高唱するものである。(四) 我等は組合員全員に對する階級激化運動を不斷に行わなくてはならぬ、それは特に未組織労働者に對して行はなくてはならぬ若し此れを怠る時は我が組合の階級性に危險を及ぼすものな

ることを知らねばならぬ。階級的激化運動は理論的と共に實践的にも此れを行ふ可きである、末期的資本主義の特長たる反動主義の旺盛なる現下の過程に於て更に組織的計劃的に此れを敢行しなくてはならない。

(五) 本部及び支部を通じて組合の財政を充實する事は刻下の急務である、組合の財政はあく迄組合員大衆の自身の負擔を原則としなくてはならぬ。

(六) 組合の全部的統制は地方分権主義を排して民衆的中央集権主義に依り各支部聯合會各支部の運動統一を確然としなくてはならぬ。

(七) 組合運動に關して從來の統一の組合運動は英雄中心主義の觀があつたが今後はかかる一切の惡習を捨て、堅固なる組織の上に打ち立てられたる闘争を遂行す可きである、從來の組織はその